

経営バイタル
の強化書 KEIEI VITAL再生支援の総合的対策内容を
確認しましょう！

再生支援の総合的対策



本年4月には民間金融機関による実質無利子・無担保融資の返済開始の最後のピークを迎える中、コロナ資金繰り支援を始めとする再生支援の総合的対策が公表され、関係機関へ支援の強化、周知・徹底が要請されています。

1 再生支援の総合的対策

コロナ禍からの社会経済活動の正常化が進み、本年4月には民間金融機関による実質無利子・無担保融資の返済開始の最後のピークを迎える中、債務が膨らんだ事業者に対する、資金繰り支援にとどまらない、一歩先を見据えた早期の経営改善・事業再生・再チャレンジ支援の必要性が高まっています。

こうした中、経済産業省・金融庁・財務省では、令和6年3月8日

に下記に記載する「再生支援の総合的対策」を策定し、官民金融機関等による再生支援等を一層促すための施策をとりまとめました※1。

また、同日、「再生支援の総合的対策」を踏まえた事業者支援の徹底等についてを公表し、関係機関へ支援の強化、周知・徹底を要請しました※2。

2 再生支援総合的対策の内容

再生支援の総合的対策の内容は、コロナ資金繰り支援の延長と各種再生支援の強化となっており、各種再生支援の強化については、

1. 信用保証協会による支援の強化、2. 中小企業活性化協議会による支援の強化、3. 再生ファンド（中小機構出資）による支援の強化、4. 民間金融機関による支援の強化、5. 政府系金融機関による支援の強化、6. 関係省庁の連携による支援の強化となっています。

コロナ資金繰り支援の
主な施策

1. ①コロナセーフティネット保証4号（100%保証、借換目的のみ）、②コロナ借換保証（100%保証の融資は100%保証で借換）を本年6月末まで延長。
2. 日本政策金融公庫等のコロナ特別貸付については、現行制度を本年6月末まで延長。7月以降は、災害貸付金利を適用（特例金利（▲0.5%）を廃止）し、特別貸付制度は継続（期限あり）。
3. 日本政策金融公庫等のコロナ資本性劣後ローンを本年6月末まで延長するとともに、総合経済対策（令和5年11月）に基づき利用を促進。

【図1】6月までのコロナ資金繰り支援※3

6月までのコロナ資金繰り支援について			
● 民間セーフティネット保証の返済開始の最後のピーク（本年4月）に万全を期すため、①コロナ資金繰り支援を本年6月末まで延長するとともに、②経営改善・再生支援を強化する。			
● 本年7月以降は、コロナ前の支援水準に戻しつつ（例えば、日本公庫等のコロナ特別貸付の金利引下げ幅を縮減）、経営改善・再生支援に重点を置いた資金繰り支援を基本とする方向。そのため、6月末まで施策の積極的活用を促進。			
● ただし、令和6年能登半島地震の被災地域については配慮が必要。			
民間金融機関 （信用保証制度）	2023年 9月末	2024年 3月末	6月末
	コロナセーフティネット保証4号 （売上▲20%、100%保証）	借換目的での利用は継続 （2024年3月末まで継続） ※新規融資のみでの利用は終了	6月末まで延長
	コロナ借換保証（100%保証は100%保証で借換） （保証料0.2%、上限1億円、保証期間10年）		6月末まで延長
	（注）経営改善サポート保証（コロナ対応）（100%保証は100%保証で借換、保証料0.2%、上限2.8億円、保証期間15年）も同様に延長		※ 能登半島地震の被災地域については配慮
政府系金融機関	日本公庫等のコロナ特別貸付 （売上▲5%等 災害貸付金利▲0.9%）	金利引下げ幅を縮小の上、6ヶ月延長 （売上▲5%等 災害貸付金利▲0.5%） ※5年貸付 中小事業：0.8% 国民事業：0.8% 2024年3月現在、貸付期間5年の場合	6月末まで延長
	（注）物価高騰対策等として実施している日本公庫等のセーフティネット貸付の利下げ措置も同様に延長		※ 災害貸付金利を適用 （金利▲0.5%を廃止） した上で継続
日本公庫等の コロナ資本性劣後ローン	限度額を引上げ（10億→15億） のうえ、6ヵ月延長		6月まで延長
			※ 総合経済対策（令和5年11月）に基づき利用を促進

各種再生支援の強化の主な施策

1. 信用保証協会による支援の強化

1-1. 信用保証協会向けの総合的な監督指針の改正【24年6月】

- ①金融機関との連携の上、保証付融資の割合が高い先など支援先を特定し、協会が主体的に支援。
- ②経営改善支援の効果検証指標を設定（売上高営業利益率、EBITDA等）し、目標・実績を協会別に公表。
- ③中小企業活性化協議会への案件持込を促進し、持込実績を協会別に公表。
- ④過去に破産を経験している経営者に対しても、足下の事業計画等を踏まえて、公正な保証審査を行う。
- ⑤「経営者保証の提供を選択できる保証制度」について、保証申込時に事業者に対して説明。利用実績を協会別に公表。

1-2. 中小企業活性化協議会、事業承継・引継ぎ支援センターとの連携推進【24年4月】

- 保証申込時等の契約書において、事業者情報の守秘義務が解除される対象として、活性化協議会・事業承継・引継ぎ支援センターを明記。再生支援・スポンサー探しの事前相談の円滑化を図る。

1-3. 求償権放棄の円滑化（再チャレンジを含む条例制定の都道府県等への要請）【24年3月】

2. 中小企業活性化協議会による支援の強化

2-1. 低評価協議会の支援レベルの底上げ【24年4月】

- 低評価協議会（相談・支援件数が低位、支援の質が低い等の協議会）に対して、業務改善計画の策定（相談・支援件数増加に向けた対策、支援体制の整備等）を義務付け。

2-2. 「協議会補佐人制度」の創設【24年4月】

- ①協議会で再生支援を行う弁護士等の下で、地域の専門家が「補佐人」として支援に参画できる制度を創設。これにより、地方の再生支援人材を育成。
- ②当該補佐人経験を、「中小企業の事業再生等に関するガイドライン」の第三者支援専門家の実務要件にカウント。

2-3. 事業承継・引継ぎ支援センター・よろず支援拠点との連携推進【24年3月】

- 各機関における評価において、案件の受け渡し件数の見える化や評価比重を拡大する。

3. 再生ファンド（中小機構出資）による支援の強化

3-1. 小規模事業者注力型再生ファンドの仕組みの創設【24年4月】

ファンドの存続期間を最長15年→20年に拡充、再生支援に充てられる期間を長期化（投資期間を10年程度にすることが可能）。等

3-2. 再生支援ノウハウを有する商工中金による難易度の高い先を支援する再生ファンドの組成

4. 民間金融機関による支援の強化

4-1. 一歩先を見据えた経営改善・再生支援の強化

- ①監督指針の改正を行い、事業者の現状のみならず状況の変化の兆候を把握し、一歩先を見据えた対応を求める。【24年4月適用開始】
- 日常的・継続的な関係強化を通じた事業者の予兆管理と認識共有（プッシュ型での情報提供）
- メイン・非メインに関わらず金融機関自身の経営資源の状況を踏まえた対応促進
- ②事業者の経営改善や事業再生を先送りしないため、「実現可能

性の高い抜本的な経営再建計画」等の策定を促進。【24年度～】

- ③昨年実施した重点的なヒアリングの結果を踏まえ、各地域における事業者支援態勢の構築・発展に向けた取組みを一層促進。【24年度～】

4-2. 経営改善・事業再生支援人材の拡充

- ①経営改善・事業再生支援に関心のある地方の専門家（弁護士、税理士、会計士等）を発掘、金融機関・地方の専門家・知見のある専門家の連携強化を目指すイベントを開催。【24年中】
- ②REVICによる事業再生に関する実践的な研修を、地域金融機関の役職員向けに引き続き開催。

4-3. 事業者のガバナンス向上支援（経営者保証を不要とするための課題解決促進）

- 金融機関が、経営者保証に依存しない融資慣行の確立のために積極的に行っている対応や、事業者のガバナンス改善を通じて経営者保証を解除できた事例等を取りまとめ、横展開を実施。【24年6月末】

5. 政府系金融機関による支援の強化

5-1. 日本政策金融公庫等の「コロナ資本金劣後ローン（限度額15億円）」を本年6月末まで延長【再掲】

5-2. 日本政策金融公庫等による経営改善支援

- コロナ特別貸付の返済時に経営が悪化している事業者に対しては、関係機関と連携して早期の経営改善支援を行う。

5-3. 「早期経営改善計画策定支援」を活用した日本政策金融公庫等のコロナ資本金劣後ローンの活用促進【24年3月】

- 早期経営改善計画策定支援を通じて策定した事業計画を、コロナ資本金劣後ローンの申込時に必要な事業計画（民間金融機関による協調支援なしの場合）として活用できるようにすることで、小規模事業者の資本金劣後ローンの活用を促進する。
- 一定期間経過後、借手の申し出によるコロナ資本金劣後ローンの期限前返済が可能であることを明確化することにより、利便性を向上。

6. 関係省庁の連携による支援の強化

6-1. 「事業再生情報ネットワーク」の創設【24年度～】

- ①事業者の経営改善・事業再生に向けた資金面での悩みごとについて、金融庁に設置する「事業者の経営改善・事業再生相談窓口（仮）」や中小企業活性化協議会を通じて把握する。その際、公租公課の分割納付の相談など、他省庁との連携が必要と判断されるものは、関係省庁等との間で情報共有する仕組みを構築し、対応する。
- ②公租公課の納付と事業再生との両立が図られた事例等を取りまとめ、横展開を実施。等

6-2. 関係省庁連名の要請文の発出【24年3月】

- 信用保証協会、官民金融機関、中小企業活性化協議会等の外部機関、弁護士、税理士、会計士等の専門家が連携した経営改善・事業再生支援を実施するよう、関係省庁の大臣より要請文を発出。

また、「再生支援の総合的対策」と同日に公表された「再生支援の総合的対策」を踏まえた事業者支援の徹底等については、上述の対策を踏まえ、関係機関に対して、**1. 資金繰り支援**、**2. 資本金劣後ローン**、**3. 官民金融機関による支援の強化**、**4. 信用保証協会による支援の強化**、**5. 中小企業活性化協議会による支援の強化**、**6. 再生ファンドによる支援の強化**、**7. 経営者保証**、**8. 関係機関との連携による支援**、**9. 令和6年能登半島地震に関する事業者等への資金繰り支援の徹底等**を要請しています※4。

※1 再生支援の総合的対策を策定しました（経済産業省）（URL: <https://www.meti.go.jp/press/2023/03/20240308005/20240308005.html>）

※2 「再生支援の総合的対策」を踏まえた事業者支援の徹底等について要請しました（経済産業省）（URL: <https://www.meti.go.jp/press/2023/03/20240308004/20240308004.html>）

※3 6月までのコロナ資金繰り支援について（PDF）（URL: <https://www.meti.go.jp/press/2023/03/20240308005/20240308005-2.pdf>）

※4 「再生支援の総合的対策」を踏まえた事業者支援の徹底等について（PDF）（URL: <https://www.meti.go.jp/press/2023/03/20240308004/20240308004-1.pdf>）